

2024
April

4

おかやま



トラック輸送情報

行政だより

協会だより

閲覧室

資料

申込書関係

TOPICS

- おめでとうございます
「正しい運転・明るい輸送運動」表彰 受賞者決定!
- 「全日本トラック協会長表彰」受賞者決定!



Contents

[今月のトピックス]

01/ **「正しい運転・明るい輸送運動」表彰 受賞者決定!**

02/ **「全日本トラック協会長表彰」 受賞者決定!**

03/ 初任運転者に適切な指導、監督を行いましょう

04/ 令和5年度 ダンプ部会研修会・新年互礼会

05/ 第38回 中国地区物流政策懇談会を開催

06/ 青年協議会 会員募集中!

07/ 無料採用ホームページ制作のご案内

09/ 行政だより

- 令和6年春の全国交通安全運動の実施について
- 令和6年春の交通安全県民運動の実施について
- 令和6年度整備管理者選任前研修日程について
- 「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会【第9回】開催
- トラックGメン、活動しています!

19/ 協会だより

- 令和6年度 省エネ運転講習会開催日程について

20/ 閲覧室

- 自動車事故対策機構岡山支所だより
- ヤマト・スタッフ・サプライ運転適性診断
- お知らせ
会員名簿変更のお知らせ / 軽油価格動向推移表

33/ 申込書関係

- 令和6年春の全国交通安全運動実施結果 自主点検表

同封資料

- 中国道大規模更新・修繕事業昼夜連続対面通行規制
- スタンド灰皿を無料提供(日本たばこ産業)

おめでとうございます

「正しい運転・明るい輸送運動」表彰 受賞者決定!

「正しい運転・明るい輸送運動」表彰(当誌10月号にて推薦公募)の受賞者が3月7日に決定しました。

この表彰は、令和5年11月16日から令和6年1月10日まで全国一斉に実施した「正しい運転・明るい輸送運動」においてその成績優秀な従業員及び事業所・団体に対して全日本トラック協会会長より贈られるものです。

従業員表彰

浜田運輸 株式会社 渡邊 智彦
浜田運輸 株式会社 水島 寿人

事業所表彰

浜田運輸 株式会社

順不同・敬称略

受賞者の方々には、心よりお祝い申し上げますとともに、
今後、益々のご活躍をお祈りしております。



「全日本トラック協会会長表彰」 受賞者決定!



令和5年度の全日本トラック協会会長表彰(当誌10月号にて推薦公募)の受賞者が下記のとおり3月7日に決定しました。

この表彰は、全日本トラック協会会長から、トラック運送事業の役員として20年以上、あるいは団体役員として15年以上その業務に精励され、業界の発展に寄与し功績顕著な方に対して感謝状が、また、トラック運送事業の従業員の方でその功績が顕著な方及び運転者として30年以上勤務され成績優秀な方に表彰状が贈られるものです。

岡山県では下記3名の方が受賞されました。

受賞者の方々に心からお祝いを申し上げますとともに、
今後、益々のご活躍を期待しております。

表彰状

藤森運輸(株)	倉敷営業所	吉岡	正明	運転手
藤森運輸(株)	倉敷営業所	加地	健作	運転手
(株)生興運送		高月	完	運転手

順不同・敬称略

初任運転者に適切な 指導、監督を行いましょう

運転者に対して実施しなければならない指導・監督の内容をまとめた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が平成29年に改正されましたが、依然として巡回指導で指導・監督指針に関する項目について「不適切」となる事業者が増えています。**違反になりますと警告や、場合によっては10日車以上車両停止の行政処分**となります。

下記の通り簡単にまとめましたので、今一度、内容を理解し、適切な指導・監督を行うようお願いいたします。

初任運転者に行う指導内容

① 運転者の事故歴等の把握

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明等を利用し把握した上で、必要に応じ、特別な指導や適性診断を受診させる必要があります。(運転記録証明を取得する際に、岡山県トラック協会の助成を受けることができます。)

② 初任運転者は初任診断の受診が必要

(過去3年以内に初任診断を受けた者は除く)

③ 初任運転者に対する特別な指導

- 一般的な指導及び監督を座学及び実車を用いて実施

15時間以上(座学・実車)

※当協会の自動車運転練習場にて「初任運転者教育講習」を実施しています。
詳しくはホームページ又は自動車運転練習場にお問い合わせください。

- 実際に事業用トラックを運転させ、安全な運転方法を指導

20時間以上の安全な運転方法を添乗等により指導。

- 一般的な指導及び監督

運転者への指導項目に従来の11項目と新たに12項目「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」が追加されています。

具体的には「衝突被害軽減ブレーキ」「クルーズコントロール」「車線逸脱警報装置」等の当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて事例を用いて説明することにより、運転者へ適切な使用方法を指導するというものです。

④ 教育指導の記録と保存

一般的な指導及び監督と特別な指導を行った際は、実施日、具体的な内容を運転者(乗務員)台帳、教育記録台帳等に記録しなければなりません。適性診断の結果や運転記録証明等も一緒に添付して保存してください。保存期間は3年間です。

これらの指導の他にドライバーを雇い入れた際は、健康診断を受けさせる必要があります。(労働安全衛生規則第43条)

令和5年度 ダンプ部会研修会・新年互礼会

岡山県トラック協会ダンプ部会(部会長 新岡山陸運(株) 木下 聖士)では、令和6年2月9日(金)16時30分よりTKPガーデンシティ岡山ミーティングルーム4Gにて、公認会計士 小橋 仙敬(こばし ひさゆき)先生(小橋公認会計士総合事務所、代表)を講師に招き、「インボイス制度及び電子帳簿保存法」について研修会を実施しました。

また、研修会終了後、場所を移して新年互礼会を実施しました。



第38回 中国地区物流政策懇談会を開催

中国運輸局、労働団体(運輸労連・交通労連)、中国トラック協会の機関等で構成する「第38回中国地区物流政策懇談会」を開催し、2024年問題、適正な運賃収受等トラック運送業界が抱える諸課題等を共有し、改善に向け3者が連携して取り組むことを確認しました。

1. 日 時 令和6年3月4日(月)12時00分～14時30分

2. 場 所 ホテルグランヴィア広島(広島市南区松原町)

3. 出席委員 42名

4. 概 要 (1)基調講演

演 題 『物流の革新に向けて ～2024年を「始まり」の年に～』

講 師 国土交通省 物流・自動車局 物流政策課長

平澤 崇裕 様

(2)発表・意見交換

① 演 題 「事業用自動車の事故発生状況等について」

発表者 中国運輸局自動車技術安全部 保安・環境調整官

則宗 克治 氏

② 演 題 「トラック物流2024年問題に対する中国運輸局の取組みについて」

発表者 中国運輸局自動車交通部 貨物課長

田中 幸久 氏

③ 演 題 「交通労連政策活動について」

発表者 全国交通運輸労働組合総連合 中国地方総支部トラック部会

書記長 村尾 昌彦 氏

④ 演 題 「中国管内における巡回指導状況等について」

発表者 中国トラック協会 専務理事

森井 茂人 氏



中国運輸局 益田 浩 局長 挨拶



中国トラック協会 小丸 成洋 会長 挨拶



基調講演 国土交通省 平澤 崇裕 課長



第38回 中国地区物流政策懇談会 開催状況

一般社団法人 岡山県トラック協会

青年協議会

会員募集中!



協議会の趣旨と目的

運送業界の次代を担う若手経営者や後継者が、研修会や交流会、社会貢献活動等を通じて相互の研鑽と業界の発展を図ることを目的としています。

また、青年協議会の活動を通じて、多くの仲間とともに、時には同じ立場の者同士、悩みや問題を共有し、時には競争して、新たな時代に対応できる経済人になれたら良いと考えています。

会員資格

岡ト協会員で50歳以下の経営者、後継者及び管理者
会費 24,000円/年

活動内容

- ・国道清掃、チャリティーゴルフコンペなどの社会貢献活動
- ・「トラックの日」のイベントに携わるなど、業界の広報活動
- ・各種研修会の開催
- ・他団体、他県を含めた会員相互の交流
- ・交通安全教室の開催

…等

入会等のお問い合わせ

一般社団法人 岡山県トラック協会
青年協議会 事務局
田邊・清原

TEL 086-234-8211 <http://www.okayama-ta.or.jp/young.html>



インターネット上の求人情報は、多くの求職者が応募をする際の参考としています。このため、各事業者が採用ページを作成し、求職者の目に触れるようにすることが、人材採用のために重要となっています。

- 全日本トラック協会と都道府県トラック協会は、株式会社リクルートと協働で、
- (1) まだ自社採用ページを持たない事業者向けに「Airワーク 採用管理」を用いた採用ページの作成支援（WEBセミナーによる案内）
 - (2) 各会員事業者の採用ページへのリンクを掲載した「求人情報サイト」の構築を実施しています。人材採用対策としてぜひご活用ください。

求人情報サイト全体イメージ

この度、都道府県ト協にて、会員事業者さまの求人情報を取りまとめたサイトを開設することとなりました。近年の求職者は、応募前に企業採用HPを見る傾向があります。自社採用HPをお持ちでない会員事業者様はこの機会に無料で開設いただけます。

国交省
トラガールサイト
ブランディングサイト

リンク

全ト協

リンク

都道府県ト協



リンク

**会員事業者
採用ホームページ**



無料で
開設!

求人検索エンジン
indeed

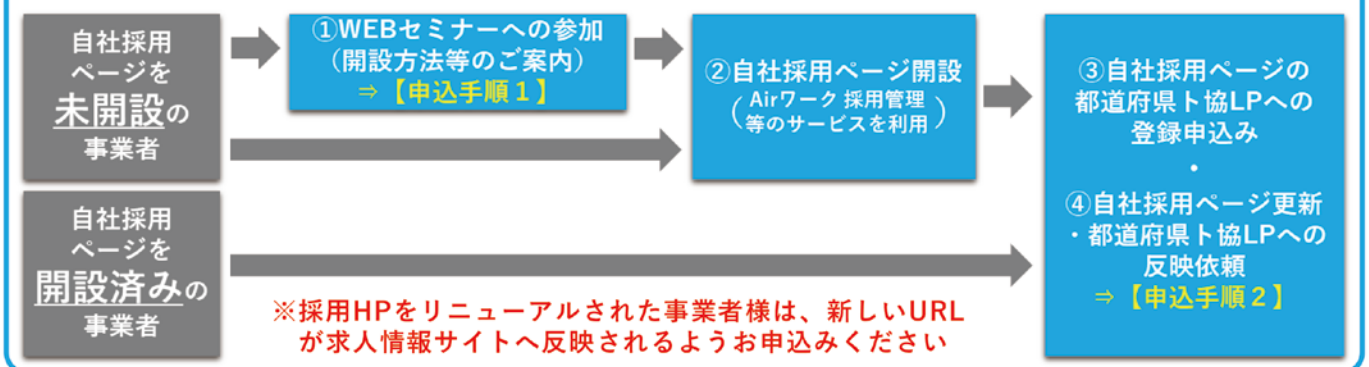
求人情報は
自動転載

※求人掲載はIndeedの利用規約・掲載基準に
準じるため、掲載されない場合もございます。

本事業のポイント

- 無料で採用HPを開設可能!
- WEBセミナーで開設支援!
- ランニングコスト一切なし!
- 求人はindeedにも自動掲載!

会員事業者の本事業への参画パターン



申込手順1：リクルート実施「WEBセミナー」への参加

これから自社採用ページを作成する会員事業者様は、株式会社リクルートが主催する「WEBセミナー」にご参加いただき、採用ページの開設方法や求人情報の記載方法等について案内を受けることができます。

参加をご希望される場合は、以下URLから開催予定をご覧ください、お申し込みを行ってください（開催エリア外の事業者も参加可能です）。

▼WEBセミナー開催予定一覧

https://jta.or.jp/ippan/saiyou_seminar.html

申込手順2：自社採用ページの都道府県ト協LPへの登録

都道府県ト協LP（会員事業者の採用ページへのリンクページ）に、採用ページを掲載することを希望する会員事業者様は、以下URLからフォームにアクセスし、フォームからお申し込みいただくか、以下の各欄に必要な事項をご記入の上、都道府県ト協担当者宛にメールまたはFAXにて提出しお申し込みを行ってください。

▼メール・FAXでのお申込みの場合（宛先：kiyohara@okayama-ta.jp/FAX086-234-5600）

企業名・支社名（または部署名）	担当者名
電話番号	メールアドレス
採用HPのURL ※貴社採用サイトのTOPページのURLを記載ください（記載例） https://truckbrecruit.jbplt.jp/ http	
勤務地1 市・区・町・村までの記載をお願いします。	
募集車種・職種（勤務地1） ※チェックに応じて、県ト協の求人一覧ページに掲載されます <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> トレーラー <input type="checkbox"/> 事務・その他	
勤務地2 市・区・町・村までの記載をお願いします。	
募集車種・職種（勤務地2） ※チェックに応じて、県ト協の求人一覧ページに掲載されます <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> トレーラー <input type="checkbox"/> 事務・その他	
勤務地3 市・区・町・村までの記載をお願いします。	
募集車種・職種（勤務地3） ※チェックに応じて、県ト協の求人一覧ページに掲載されます <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> トレーラー <input type="checkbox"/> 事務・その他	

▼フォームによるお申込みの場合



左記QRコードにスマホのカメラをかざしていただくか、下記URLにアクセスいただくと、フォームからお申込が可能です。

<https://forms.gle/aEBLrdymAt41eZsR7>



令和6年春の全国交通安全運動の実施について

中国運輸局岡山運輸支局より、下記の通り通知がありました。会員各位におかれましては、本運動への積極的な取り組みをお願いいたします。

各職場では、33ページの「自主点検表」を活用した死守点検を行い、実施した結果は各事業場で保管してください。

令和6年春の全国交通安全運動中国運輸局実施計画

期間:4月6日(土)から15日(月)

中国運輸局においては、「こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践」、「歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行」及び「自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守」を重点として、下記事項について積極的に取り組むものとする。

なお、本運動期間中の4月10日(水)が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動の展開に併せて、その趣旨が国民に正しく理解されるよう努めるものとする。

記

1. 自転車等通行空間の通行ルールの周知徹底

平成28年7月に、国土交通省と警察庁が合同で改定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」において、自転車は「車両」であり車道通行が大原則という考えのもとで「自転車道」「自転車専用通行帯」に加え、「自転車と自動車を車道で混在(車道混在)」の法定外表示である矢羽根型路面表示の整備を推進しているところである。

矢羽根型路面表示は、自転車等の左側通行と車道における自転車等の通行位置を自転車利用者とドライバーの双方に示すものであるが、まだ道路利用者に十分浸透していない。

このため、令和5年7月に施行された道路交通法により電動キックボード等が自転車と同様の空間を通行することとなったことも踏まえ、自転車等通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた通行ルールを所属職員へ周知徹底させる。

また、道路交通法の改正により全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされたことも踏まえ、国民の手本となるよう、所属職員に対して、「自転車安全利用五則」などを活用するなどし、自転車ヘルメット着用を含む自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底する。

2. 事業用自動車等の安全運行の確保

(1)平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、この種の事故の再発防止のため、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において同年6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項等に基づき、着実な安全対策を実施する。

(2)自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。

(3)事業用自動車の安全運行の徹底を図るため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し、次の事項に重点を置いた取組みを推進するよう指導する。

- ① 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底すること。
- ② 過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを



行政だより

運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底すること。

- ③ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底すること。
 - ④ 運転者に対し、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。
 - ⑤ 子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。
 - ⑥ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。
 - ⑦ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。
 - ⑧ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること。
 - ⑨ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。
 - ⑩ 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置(後退警報装置、左折警報装置など)を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。
 - ⑪ トラックにおいては、追突事故の発生が多く、車間距離確保と制限速度遵守等、その防止対策を推進すること。
- (4) 重大事故及び飲酒運転等悪質な法令違反を引き起こした自動車運送事業者等に対し重点的に監査を実施するとともに、遵守事項の違反があった場合には厳格な行政処分を実施する等により、自動車運送事業者における法令遵守の徹底を図る。
- (5) 自動車運送事業の利用者の安全に関する意識の醸成・高揚を図る観点から、安全対策が確保された優良事業者の選定に資するよう、自動車運送事業者の安全に関する情報の積極的かつ分かりやすい提供に努める。
- (6) (自家用有償旅客運送のため省略)

3. 車両の安全対策の推進

- (1) より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発のため、自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、また、あらゆる機会を活用して、自動車アセスメントによる車種別安全性能(衝突安全性能及び予防安全性能等)の比較情報や衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度の認定結果の提供等により、高齢者をはじめとするユーザーに対し、衝突被害軽減ブレーキ等を備えた安全運転サポート車などの高齢運転者の安全運転にも資する自動車及び安全装置の普及促進を図るとともに、その正しい使い方の啓発を行う。
- (2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、適切に点検整備されていない車両及び不正改造車の排除と車両の安全確保の徹底について、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等との連携を図り効果が上がる取組がなされるよう、指導・啓発する。また、点検整備にあたって必要となる情報の提供について自動車製作者等を指導する。
 - ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
 - ② 不正改造の禁止
- (3) 警察との密接な連携により、不正改造車等が集結する場所等において街頭検査を効果的に実施し、無車検・無保険車両、適切に点検整備されていない車両(衝突事故につながる摩耗タイヤの装着等)、及び不正改造車(違法マフラーの装着、不適切な着色フィルムの貼付や装飾板の装着、速度抑制装置の解除・取外し、突入防止装置の取外し、過積載等を助長するさし枠の取付け、シートベルト警報装置を解除する用品の取付け等)の発見・排除に努める。



また、ホイール・ナット脱落等による車輪脱落事故や車両火災事故、スペアタイヤ落下による事故等を防止するための確実な点検整備の励行について指導を行う。

- (4)リコールに関する一般ユーザーからの不具合情報を円滑に入手できるよう、自動車不具合情報ホットラインの周知に努める。

4. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、次の事項に重点をおいて、全ての座席での正しい方法によるシートベルトの着用又はチャイルドシートの使用の徹底について指導・啓発する。

- (1)トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及びバス事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導する。

5. 事業用自動車の事故等の情報の提供

事業用自動車による重大事故の発生状況(事故速報に基づくもの)、事業用自動車に係る各種安全対策等について、メールマガジン「事業用自動車安全通信」等で情報を提供することにより、自動車運送事業関係者等の安全意識の高揚を図る。

6. 広報活動の推進

関係団体等を通じ、本年4月10日(水)が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。

- (1)交通安全意識の高揚を図るため、横断幕、ホームページ等による広報活動や路側放送等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、マスメディアに対し、交通安全運動に関する情報の提供等の働きかけを行う。
- (2)一般道路利用者が多く集まる道の駅、サービスエリア、パーキングエリアや、庁舎ロビー等の施設を活用して、関係機関との連携の下に、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に実施する。
- (3)車内放送を通じ、また、車両、駅、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。
- (4)関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。
- ① 歩行者及び自転車利用者(特に子供と高齢者)の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮
 - ② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ③ より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発
 - ④ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
 - ⑤ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
 - ⑥ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
 - ⑦ 不正改造の禁止・不正改造車の排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
 - ⑧ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行
- (5)道路交通の安全の確保を図るため、落石や道路標識の破損等道路を安全に通行する際に支障となる事象を協力者から道路管理者へ通報等を行う「ボランティア・サポート・プログラム」について、広報活動の機会を活用して、特に、道路利用者にその趣旨を理解していただき、制度の普及、充実を図る。

(事業用貨物自動車に関する項目を抜粋)



行政だより

令和6年春の交通安全県民運動の実施について

岡山県交通安全対策協議会(会長 伊原木隆太 岡山県知事)より下記のとおり通知がありました。

会員各位におかれましては、本運動への積極的な参加と効果的な取組みを推進されますようお願いいたします。

1. 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身の積極的な交通安全活動への取組を推進することにより、交通事故防止を図ることを目的とする。

2. 期間

- (1) 運動期間 令和6年4月6日(土)から15日(月)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(水)

3. 主催

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

4. スローガン

「交通ルール 守って笑顔 晴れの国」

5. 運動重点

(1) 全国共通の重点

- ア 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- イ 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ウ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- ※ 電動キックボード等:特定小型原動機付自転車を指す。

(2) 岡山県の重点

- ア 横断歩行者優先の徹底
- イ 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
- ウ スピードダウンの励行
- エ 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

(3) 岡山県トラック協会自主重点

- 飲酒・無謀運転・妨害運転の根絶、危険ドラッグ等の薬物使用運転の禁止
 - ・ 点呼時におけるアルコール検知器による酒気帯び有無の確認及び睡眠不足等の確認
 - ・ 「飲酒運転防止対策マニュアル」による実践啓発活動
- 「正しい運転・明るい輸送運動」の展開
 - ・ 運行管理の徹底、過積載、過労運転の防止、車両の点検整備の励行
- エコドライブ(アイドリングストップ)の推進
 - ・ 省エネ・安全運転講習会の開催、エコドライブ管理システム機器導入促進、アイドリングストップの実践
- 運転中の携帯電話使用禁止の徹底
- 安全意識、運転マナーの向上対策
 - ・ 従業員研修の実施及び交通安全資材配布による安全意識啓発等
 - ・ 協会輸送情報誌での広報活動の推進
- 交通・環境対策委員会の開催
 - ・ 事故防止対策、環境対策
- 官庁主催の街頭啓発活動への参加
 - ・ 高速隊、各警察署主催の交通安全運動出発式及び街頭啓発活動に参加



6. 運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり、各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

(1) 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

ア 通学路を始めとした安全な道路交通環境の確保

- (ア) 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (イ) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- (ウ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- (エ) 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等の推進
- (オ) 高齢者の横断事故防止対策の推進

イ 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- (ア) 歩行者に対して、横断歩道の利用、信号の遵守等の基本的な交通ルールの周知に加え、手上げやアイコンタクトにより運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も安全を確認すること等を促す呼び掛けの強化
- (イ) 歩行中の幼児、児童又は高齢者が関係する交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の推進
- (ウ) 保護者や教育関係者からの幼児・児童に対する、道路の安全な通行に関する教育の推進
- (エ) 高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化(例:認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- (オ) LEDライト、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

(2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

ア 歩行者等に対する保護意識の向上

- (ア) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちによる交通マナーアップの呼び掛け
- (イ) 横断歩道等において歩行者等がいけないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務、横断歩道等における歩行者優先義務等の遵守の徹底
- (ウ) 歩行者等の保護の徹底を始めとした、安全運転の実践に資する交通安全教育や広報啓発の推進
- (エ) 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- (オ) 早めのライト点灯と夜間の対向車や先行車がいけない状況におけるハイビームの活用についての広報啓発の推進

イ 高齢運転者の交通事故防止

- (ア) 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(サポカー)とサポカー限定免許制度、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置についての広報啓発の推進
- (ウ) 身体機能の変化等により、安全な運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口(安全運転相談ダイヤル: #8080(シャープハレバレ))についての広報啓発の推進
- (エ) 運転免許証の自主返納制度及び「おかやま愛カード」の広報啓発による、自主返納しやすい環境づくりの促進

ウ シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- (ア) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- (イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法、ハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- (ウ) 高速乗合バス、貸切バス等の事業者に対する、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

エ 二輪運転者に対する広報啓発

- (ア) 二輪車の特性や交通事故の発生状況、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- (イ) 若年層のほか中高年層も対象とした、二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

オ 飲酒運転の根絶

- (ア) 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成に向けた、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組の推進



行政だより

(イ) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

カ 妨害運転等の防止

(ア) 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発

(イ) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちによる運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(3) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

ア 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

(ア) 全ての自転車利用者に対する、ヘルメット着用の必要性・効果と努力義務化を踏まえた、着用の徹底を図るための広報啓発の推進

(イ) 夕暮れ時の早めのライト点灯と自転車の被視認性向上を図るための反射材用品等の取付け促進

(ウ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児同乗自転車の乗車・降車・停車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

(I) 自転車の定期的な点検整備の促進

(オ) 自転車加害事故の被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入促進

イ 自転車の交通ルール遵守の徹底

(ア) 「自転車安全利用五則」を活用した広報啓発による、自転車の交通ルールの周知と遵守徹底

「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

(イ) 「自転車安全利用五則」に定めるルールのほか、二人乗りや並進の禁止等基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

(ウ) 傘差し運転、イヤホン、スマートフォン等の「ながら運転」の危険性と禁止についての周知徹底

(I) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するための、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

ウ 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(ア) 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進

(イ) 特定小型原動機付自転車の利用者に対する、販売事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

(4) 横断歩行者優先の徹底

ア 運転者に対し、横断歩道や横断者を看過しないための確認の徹底を始め、横断歩道の道路標識や予告標示(いわゆる「グアイヤマーク」)への留意、横断歩行者等妨害等違反に係る罰則(反則金)・点数について広報啓発を推進

イ 歩行者に対し、「アイコンタクト」、「手上げ」による横断の意思表示の実践について呼び掛けを強化

(5) 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

ア 運転中のスマートフォン等での通話や画像注視といった「ながら運転」の危険性、ルール遵守の重要性及び罰則についての広報啓発を推進

イ 「ながら運転」禁止の徹底に向けた各種講習会、交通安全教室等の機会を通じた周知と地域、職域、各関係機関・団体等における取組の強化

(6) スピードダウンの励行

ア 速度超過の危険性及び制限速度の遵守はもとより、生活道路、通学路等での人・車両の交通状況や道路形状、気象状況に応じたスピードダウンの重要性の周知徹底

イ 各関係機関・団体による各事業所や地域住民に対するスピードダウンの働きかけの実施

(7) 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

ア 自転車の安全利用に向けて、次の事項について広報啓発、交通安全教育、街頭指導等を推進

- 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、交通事故はもとより、他の歩行者や車両への迷惑や危険の防止を踏まえた、自転車ルールの遵守徹底
- 自転車の飲酒運転の厳禁
- 自転車の用水路等への転落事故防止



イ 昨年までの過去10年間に、県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約3.5倍高いことなど、被害軽減を図り、命を守るヘルメット着用の有用性に着眼した、広報啓発、交通安全教育等を推進
ウ 地域、職域等における自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた広報啓発の推進

7. 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、依然として多くの人々が交通事故の犠牲になり、又は負傷しているという厳しい交通事故情勢が県民に正しく認識され、運動重点及び推進項目の趣旨が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちで交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

また、運動に際しては、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

(1) 地域、家庭等における活動

- ア 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- イ 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- ウ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する、福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
エ 地域が一体となった子どもの見守り活動の充実

(2) 教育現場等における活動

- ア 幼児と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による基本的な交通ルールの教育
- イ 児童・生徒を対象とした交通安全教材「セーフティサイクル・ステップアップ・スクール」を利用した交通安全学習、学生等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等による、安全な歩行と自転車の安全利用、ヘルメット着用等に関する教育
- ウ 地域の交通安全啓発活動への参加促進

(3) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、安全な歩行・自転車利用等についての指導

(4) 職域における活動

- ア 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- イ 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- ウ 横断歩道等における歩行者等優先の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- エ 右左折時、進路変更時における合図等、交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- カ 自転車を利用する通勤又は業務中の交通事故防止や被害軽減に向けた、自転車交通ルールの遵守、ヘルメット着用の徹底
- キ 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進
- ク 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

(5) 交通安全総点検の実施

通学路や生活道路、用水路等の危険箇所の把握と解消に向けて、地域住民等を交え、子どもや高齢者等の視点に立った点検を実施

8 その他

(1) 模範的な交通行動の実践

各関係機関及び団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動となるよう連携して取り組むほか、それぞれの所管及び特性に応じて、創意工夫を凝らした活動の実施に努めるとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をすること。

(2) 時代に即した手法の導入

各関係機関及び団体は、従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。

(3) 広報啓発活動の展開

本運動を効果的に推進するために、あらゆる組織、団体等を通じて交通ルールの遵守と交通マナーアップが図られるよう広報啓発活動を展開すること。

特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開するものとする。



行政だより

令和6年度整備管理者選任前研修日程について

岡山運輸支局

令和6年度整備管理者選任前研修を以下の日程で実施します。

- 研修会場 一般社団法人 岡山県自動車整備振興会 教育センター(2階第1研修室)
- 研修時間 13時30分～16時30分(受付 13時00分～13時30分)
- 用意する物 (1)身分証明書(顔写真、氏名、生年月日の記載されている運転免許証等)
(2)筆記用具
(3)教材費用1,500円
(4)定員に達し次第申し込みは打ち切られますのでご注意ください。

令和6年(2024年) 4月9日(火)	令和6年(2024年) 10月8日(火)
令和6年(2024年) 5月14日(火)	令和6年(2024年) 11月12日(火)
令和6年(2024年) 6月11日(火)	令和7年(2025年) 1月14日(火)
令和6年(2024年) 7月9日(火)	令和7年(2025年) 2月4日(火)
令和6年(2024年) 8月6日(火)	令和7年(2025年) 3月11日(火)
令和6年(2024年) 9月10日(火)	

12月の研修はございません。ご注意ください。

※受講される方は、下記中国運輸局ホームページにあります受講申込書をダウンロード、記入のうえ、**岡山運輸支局**へ下記のメールアドレスに送付してください。

必ず希望する研修日の2か月前から10日前までにお申し込みください。

岡山運輸支局 ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/gian/hoan.html>

岡山運輸支局 メール送付先 cgt-okayama-hoan@ki.mlit.go.jp



国土交通省中国運輸局からのお知らせ

「トラック物流2024年問題」 に関するオンライン説明会【第9回】開催

中国運輸局では、「トラック物流の2024年問題」に関して寄せられる様々な声に答えるため、8月より、

毎月1回、オンライン説明会を実施しています。

今月は以下の日程で開催します。問題意識・ご質問にお答えしたいと思しますので、事前登録をお願いします。

ご案内・事前登録フォーム

(令和6年4月26日(金) 10:00,15:00開催分※)

<https://forms.office.com/r/NCc3mHuHM3>



(会議参加用URLは前日に各参加者あてお送りします(事前登録用ページにも表示します。))

目安箱への投書をお願いします。

国土交通省では、荷主・元請事業者(以下「荷主等」)による以下のような行為の情報を収集しています。

- ・常態的な長時間(1時間以上)の荷待ち
- ・運賃・料金の不当な据置き
- ・過積載運行につながる運行指示
- ・速度超過しないと到着しない到着時間の指示
- ・契約にない付帯業務(以下に該当するもの)



付帯業務の例

- 倉庫内の棚に貨物を入れる。
- 運送終了後の貨物を方面別等に分ける。
- 貨物に値札などのラベルを貼る。
- 積み下ろし場所から貨物を移動させる

いただいた情報により、違反原因行為を行っている疑いのある荷主等の**本社**に対し「働きかけ」・「要請」を行い、改善を指導します。

目安箱は、中国運輸局HPトップページの専用バナーからもアクセスできます。



中国運輸局HP

【目安箱】
荷主先等での回りごと
コチラにお寄せください
専用バナー(イメージ)



行政だより

トラックGメン、活動しています！

荷主等の監視強化を目的に令和5年7月21日に発足したトラックGメン、我々が現在までどのような活動を行ってきたかご紹介いたします。

ちなみにこれらは、全国でも例がない、中国運輸局独自の取り組みです。

【パトロールの積極的な実施】

パトロール先拠点数約 **750** か所 (R5.8.22~R6.3.11の実績)



トラックドライバーの労働環境改善、適正運賃の収受の必要性について荷主等事業者に教示

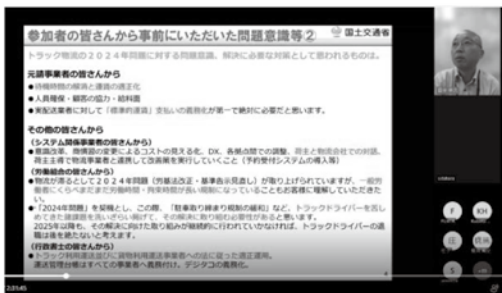
身バレを怖れるトラック事業者の気持ちを理解し、自発的に決めたエリア一帯の荷主等事業者をアポなしで訪問し、教示して回っています。

（荷主等への呼びかけの内容【一例】）

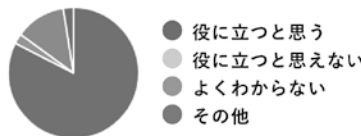
「ちょっと頼むよ」何気ないその一言がトラックドライバーに無理をさせ、違反を犯す原因行為となる。「標準的な運賃」を携えて荷主等と交渉するよう運輸局が背中を押している。真摯に対応して欲しい。

【毎月オンライン説明会を実施】

これまで約 **940** 人が視聴 (令和5年8月1日から毎月1回実施)



トラック運送事業者のほか、荷主等を含む多くの参加者が評価！



（参加者コメント(一部)）

- トラック事業者**
 - ・月1回開催している事業所全員参加のチーム会で活用している。
- 発・着荷主事業者**
 - ・物流事業は、競う事業ではなく、協力し合う事業へと動いている様子が分かった

第6回 (R6.2.22催) 説明会アンケート結果より (参加人数160名、回答数46 (28.8%))

【主な説明内容】 トラックGメンはトラック事業者に寄り添う存在であること。荷主等による、運賃の不当な据え置きは改善指導対象になり得ること。違反原因行為の類型、働きかけによる改善例、標準的な運賃、2024年問題に関する背景、政策の具体的な内容、物流効率化の事例、関係各省からのトピック等。

パトロール先の荷主等にも参加を呼びかけ、適正運賃収受の必要性など、トラック事業者が普段荷主等に普段言いつらいことを説明しています。

中国運輸局トラックGメンは、今後もトラック事業者に寄り添い、積極的に活動していきます！お困りごとを是非ご相談ください。



目安箱はコチラ

国土交通省 中国運輸局



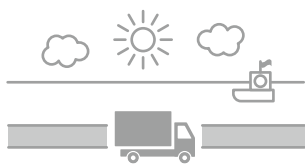
協会だより

令和6年度 省エネ運転講習会開催日程について

令和6年度省エネ運転講習会を下記の日程のとおり実施します。

参加申し込みについては、「おかやまトラック輸送情報」等で都度ご案内いたしますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

開催日	開催回数	主催支部	開催場所	担当ディーラー
令和6年5月11日(土)	第119回	備中	倉敷貨物自動車運送事業協同組合	UDトラックス(株)
令和6年6月8日(土)	第120回	岡山備前	自動車運転練習場	いすゞ自動車中国四国(株)
令和6年6月22日(土)	第121回	倉敷	倉敷貨物自動車運送事業協同組合	岡山日野自動車(株)
令和6年11月8日(金)	第122回	備中	矢掛輸送サービスセンター	いすゞ自動車中国四国(株)
令和6年11月16日(土)	第123回	美作	リージョンセンター	岡山三菱ふそう自動車販売(株)



自動車事故対策機構岡山支所だより

NASVA岡山支所開業日カレンダー

□ 適性診断開業日 ■ 休業日 ○ 被害者援護促進日（適性診断は休業ですが、その他の業務は通常通り行います）

2024年4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2024年5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2024年6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2024年7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2024年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2024年9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

適性診断料金（会員様のお支払額）について

- ◆ 一般診断…負担なし（定額 2,400円すべて 岡山県トラック協会が助成）
- ◆ 初任診断…2,000円（定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会が 2,800円助成）
- ◆ 適齢診断…2,000円（定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会が 2,800円助成）
- ◆ カウンセリング付一般診断…カウンセリング料 2,400円のみお支払い願います。

※予算・決算の都合上、岡山県トラック協会の助成期間は
例年4月1日～翌3月10日までとなっています。

※予算の状況によっては、助成期間が短縮されることもあります。

会員の皆様におかれましては、計画的な受診をお願いいたします。

■適性診断について

インターネットまたはお電話での予約が必要です。

電話 086-232-7053

会場 岡山県トラック総合研修会館3階

住所 岡山市北区青江1丁目22-33

【4月】時間帯（20分前にお越しください）

- ① 9:00の部 一般・初任・適齢
- ② 10:30の部 一般・カウンセリング付一般・特定
- ③ 13:30の部 一般・初任・適齢
- ④ 15:00の部 一般

※職員勤務状況により
若干異なる場合があります

適性診断機器のレンタルについて(有料)

『短期集中で、まとめて適性診断を受診したい！』事業者様はご検討ください。

【機器レンタル料：1,100円(税込)/日】 ※協会支部から借りると無料

★ レンタル期間中はいつでも適性診断を受診できます。

【注】ただし、初任診断・適齢診断を受診の場合は、
後日、ナスバ支所等にてカウンセリングが必要です。

★ Wi-Fi付属なので、御社のネット回線は使いません！

★ 診断結果票は機器返却時にまとめてお渡しますので、印刷無用！

★ レンタル料・受診手数料は、月締めで後日、銀行振込！



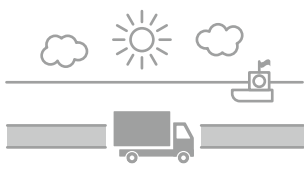
診断機器(イメージ)



ナスバは安全・安心のパートナー

～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人
自動車事故対策機構



自動車事故対策機構岡山支所だより

各支部（輸送サービスセンター）での適性診断について

岡山県トラック協会
自動車事故対策機構

トラック協会各支部で適性診断を受診できます。

●運用日

月曜日・水曜日・金曜日（他の曜日は各支部にご相談ください）

※土日祝日、12/29～1/3の他、協会行事等の休業日がございます。

●申し込み方法

受診希望日の前日までに、各支部にお電話で予約をしてください。

倉敷支部（086-425-0108）

備中支部（0866-83-1365）

美作支部（0868-26-4436）

備前支部（0869-67-2882）

※初任・適齢診断は診断を受診後にカウンセリングを受けなければなりません。

トラック協会支部（備中支部、美作支部）にて初任・適齢診断の出前カウンセリングを行っています。

●申し込み方法

下記の実施予定日の前日までに、NASVA岡山支所にお電話で予約をしてください。

※予約者がいない場合には中止となりますので、前日までに必ず予約をしてください。

予約先 NASVA岡山支所（TEL：086-232-7053）

開始時刻 備中支部 10：30～（30分～1時間程度）

美作支部 11：00～（30分～1時間程度）

出前カウンセリング実施予定日

備中支部（矢掛輸送サービスセンター）

4月30日（火）、5月31日（金）6月：なし

※7月以降の日程は後日公表いたします。

美作支部（津山輸送サービスセンター）

4月23日（火）、5月27日（月）、6月24日（月）

※7月以降の日程は後日公表いたします。

※令和3年度より備前支部、令和5年度より倉敷支部の出前カウンセリングを当面休止しております。

●出前カウンセリングまでの流れ

①トラック協会各支部、貸出機器、自社の所有機器で診断を受診

（出前カウンセリングの前々日までに必ず所定の診断を終了しておいてください）

②NASVA岡山支所に出前カウンセリングの予約

③出前カウンセリングに参加

※初任診断、適齢診断の診断票については、出前カウンセリングの際にお渡ししますので、診断終了時には印刷されません。

適性診断機器の貸出について

トラック協会各支部では、適性診断機器の貸出（無料）を行っています。

ご希望の際は、トラック協会各支部までお問い合わせください。



自動車事故対策機構岡山支所だより

令和6年度 運行管理者等指導講習のご案内について

(対面方式のご案内) 自動車事故対策機構 岡山支所

基礎講習（貨物関係）の開催日程について ※前期日程	
令和6年6月12日(水)～14日(金)	岡山県トラック総合研修会館 4階大会議室
令和6年7月3日(水)～5日(金)	岡山県トラック総合研修会館 4階大会議室
令和6年7月10日(水)～12日(金)	岡山県トラック総合研修会館 4階大会議室
受付 8:40～9:30 講習時間 1日目 9:30～16:50 2日目 9:30～16:30 3日目 9:30～16:00 (昼休み12:00～13:00) ※1日目のみ上記時間に受付を行います。	

一般講習（貨物関係）の開催日程について	
令和6年5月14日(火)	岡山県トラック総合研修会館 3階 NASVA 事務所
令和6年5月17日(金)	水島愛あいサロン
令和6年5月21日(火)	岡山県トラック総合研修会館 3階 NASVA 事務所
令和6年5月23日(木)	岡山県トラック総合研修会館 2階会議室
令和6年5月28日(火)	岡山県トラック総合研修会館 3階 NASVA 事務所
令和6年8月8日(木)	岡山県トラック総合研修会館 2階会議室
令和6年8月9日(金)	岡山県トラック総合研修会館 2階会議室
令和6年8月22日(木)	水島愛あいサロン
令和6年8月23日(金)	水島愛あいサロン
令和6年8月29日(木)	岡山県トラック総合研修会館 4階大会議室
令和6年9月13日(金)	リージョンセンター津山
令和6年9月17日(火)	岡山県トラック総合研修会館 3階 NASVA 事務所
令和6年10月10日(木)	リージョンセンター津山
岡山会場 受付: 8:40～9:30 講習時間: 9:30～16:00 (昼休み11:50～12:50) 倉敷・津山会場 受付: 9:10～10:00 講習時間: 10:00～16:30 (昼休み12:20～13:20) ※上記日程は対面方式の講習です。 動画視聴方式の講習日程については24ページの講習案内をご覧ください。	



自動車事故対策機構岡山支所だより

●お申し込みについて

- ・インターネットから予約お申し込みができます。
「自動車事故対策機構（NASVA）」のホームページにアクセスして予約お申し込み願います。（<https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user>）
- ・インターネットからの予約ができない場合には、当機構支所まで直接お電話にてお問い合わせください。（TEL: 086-232-7053）
- ・予約は定員に達し次第締め切りとさせていただきます。キャンセルが出た場合には、随時インターネット予約が可能になります。



令和6年度 運行管理者等指導講習のご案内について (動画視聴方式のご案内)

自動車事故対策機構 岡山支所

平素より当機構の業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当機構では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各講習会場の参加人数を制限して講習を開催しております。このような中、少しでも受講機会を増やす取り組みとして、この度、パソコン等を使用した動画視聴方式による一般講習を実施することとしました。下記の内容で開催いたしますので、ご案内申し上げます。

【一般講習開催日程】

6月 1日(土)、6月 6日(木)、6月 13日(木)、6月 20日(木)、
6月 25日(火)、6月 27日(木)、7月 4日(木)、7月 6日(土)、
7月 11日(木)、7月 18日(木)、7月 20日(土)、7月 23日(火)、
7月 25日(木)、7月 30日(火)、8月 1日(木)、8月 3日(土)、
8月 15日(木)、8月 17日(土)、8月 20日(火)、9月 3日(火)、
9月 5日(木)、9月 7日(土)、9月 19日(木)、9月 21日(土)、
10月 3日(木)、10月 5日(土)、10月 24日(木)、10月 29日(火)、
10月 31日(木)

※配信環境等の関係で、予告なく対面方式の講習に変更する場合がございます。

【講習会場】

自動車事故対策機構岡山支所 適性診断室・会議室

〒700-0941 岡山県岡山市北区青江 1-22-33 トラック総合研修会館 3階

※適性診断室・会議室のどちらで受講することになるかは選択できません。

●講習時間

受付 : 9:00～ 9:30

講習時間 : 9:30～16:00

昼休み : 12:00～13:00

※動画の再生状況により、開始・終了時刻は多少前後することがございます。

●講習の対象者

- ①前年度の一般講習を受講されていない運行管理者の方
- ②今年度、初めて選任の届出を出された運行管理者の方
※ただし、基礎講習を過去に受講していない方は基礎講習を受講してください
- ③補助者又はそれ以外で受講を希望される方
※補助者の方には、講習を定期的に受講する義務はありません。



自動車事故対策機構岡山支所だより

●持参物

①受講料 3, 200円

※岡山県トラック協会の会員事業者様は助成があります。(受講時1, 000円支払)

②予約確認書

③運行管理者指導講習手帳

④運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類(上記の指導講習手帳をお持ちでない方)

⑤写真(縦3.0cm×横2.4cm)

※手帳をお持ちでない方、手帳に写真がない方、手帳の証明欄が満欄の方のみ

⑥筆記用具

⑦昼食 ※現在お弁当の販売はございません。

●お願い

○マスク着用は、個人の判断に委ねていますが、咳、くしゃみが出る場合には、マスクを着用いただく等、周りの方へのご配慮をお願いします。

○体調不良等の自覚症状が見られる場合や発熱や風邪の症状が見られる場合には、受講のとりやめを要請することがあります。

※その際、受講料の返金はございませんのであらかじめご了承ください。

○当日は換気を行います。体温調節のできる服装でお越しください。

●申し込み方法

・インターネットから予約お申し込みができます。

「自動車事故対策機構(NASVA)」のホームページにアクセスして予約お申し込み願います。(https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user)

・インターネットからの予約ができない場合には、当機構支所まで直接お電話にてお問い合わせ下さい。(TEL:086-232-7053)

・定員に達し次第締め切りとさせていただきますが、キャンセルが出た場合には、随時インターネット予約が可能になります。

【一般講習申し込みに関する
お問い合わせ先】

自動車事故対策機構 岡山支所

TEL (086) 232-7053
FAX (086) 231-6742



自動車事故対策機構岡山支所だより

NASVA 安全マネジメントセミナーの開催について

標記について、下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

ガイドラインセミナー (中小規模事業者向け)	5月30日(木) 午前	運輸安全マネジメントのガイドライン全 14 項目について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組みのねらいや取組み方法を項目毎に解説する。
リスク管理(基礎)セミナー	5月30日(木) 午後	「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について解説及びケーススタディを行う。
内部監査(基礎)セミナー	9月26日(木)	「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法等といった内部監査を実施するために必要となる知識について解説及びケーススタディを行う。
セミナー時間	ガイドラインセミナー 9:00~12:00 受付 8:30~ リスク管理・内部監査セミナー 13:30~17:00 受付 13:00~	
セミナー会場	岡山県トラック総合研修会館 4階 (岡山市北区青江1-22-33)	
受講手数料	5,200円 (岡山県バス協会会員事業者でバス業態での受講は全額協会負担)	

●本セミナーはインターネットまたはFAXでお申し込みできます。

インターネット予約の場合は、『NASVA 認定セミナー予約システム』で検索

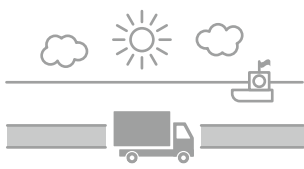
【 受講申込書 】

受講希望セミナー名 ・ガイドライン ・リスク管理 ・内部監査

※受講を希望されるセミナー名に「O」印を付してください。

受講者情報	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	昭和	平成	年	月 日
	役職	役員・管理者等・その他 ※「O」印を付してください。	経営管理部門要員	はい・いいえ	
事業者情報	会社名				
	営業所名				
	所在地	〒 (-)			
	連絡先	Tel		fax	
	業態	バス	ハイタク	トラック	その他
	保有車両数	~49両	50~99両	100~199両	200~299両 300両以上
	役職	※受講証に複数社の記載を希望する <input type="checkbox"/>			
※経営管理部門要員の方で、インセンティブ適用時に必要となる受講者情報の国土交通省への通知を希望しない場合のみチェック					
希望しない <input type="checkbox"/>					
申込先 FAX (086-231-6742)					

※リスク感受性向上セミナー及び運輸防災マネジメントセミナーについては年度後半に開催を予定しております。



福山で適性診断が受けられます！

2024年度 福山サテライト開業日カレンダー

4月							5月							6月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
			福山							福山	憲法	みどり								1			
	1	2	3	4	5	6	こども	振休		1	2	3	4					福山					
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	福山	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8		
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	福山	13	14	15		
21	22	23	24	福山	25	26	27	19	20	21	22	福山	23	24	25	16	17	18	19	福山	20	21	22
28	昭和	29	30				26	27	28	29	福山	30	31	23	24	25	26	福山	27	28	29		
														30									

…休業日
 …初任診断・適齢診断・カウンセリング付一般診断実施日
 (一般診断は受診できません)

1. 受診日および受診時間

一般診断	受診時間	9:00 (土曜日のみ)	10:30 (土曜日のみ)	13:30	15:00
初任・適齢 診断	受診時間	9:00	10:30	13:30	15:00
カウンセリング 付 一般診断	受診時間	12:00			

※ 契約事業者において、自社機器にて初任・適齢を受診していただいた場合は
 カウンセリングのみで来所することもできます。

2. 福山サテライト会場

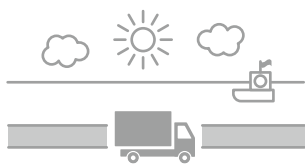
〒720-0067 福山市西町1丁目13-18 広島県トラック協会東部研修センター3階



受診料、協会様助成金につきましては、岡山県内で受診いただく場合と同様の料金となっております。

- ・岡山県トラック協会員様の場合
- ◆ 一般診断・・・負担なし (定額 2,400円すべて 岡山県トラック協会様が助成)
- ◆ 初任診断・・・2,000円 (定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会様が 2,800円助成)
- ◆ 適齢診断・・・2,000円 (定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会様が 2,800円助成)

予約受付は福山サテライトへ ☎084-982-7615



自動車事故対策機構岡山支所だより



管理者の皆様へ

適性診断結果をもっと有効に活用しましょう！



適性診断活用講座のご案内



心理的面から運転手をサポートする
カウンセリング的助言指導方法(話し方、
接し方)と一緒に学んでみませんか？

- (1) 講座内容
 - ① 適性診断票（結果）の見方について・・・ 30分
 - ② 適性診断票（結果）の具体的な活用の仕方について・・・ 30分
 - ③ ロールプレイング・・・ 2時間30分（①②③合計3時間30分）
ドライバーに対する「助言・指導」の実際を体験していただきます。
- (2) 手数料 2,700円（テキスト代、消費税込み）
- (3) その他 ご不明な点については、NASVAへお問い合わせください。
- (4) 日程 実施時間 13:30～17:00まで（受付13:00～）

岡山:令和6年11月14日(木) 岡山県トラック総合研修会館2階

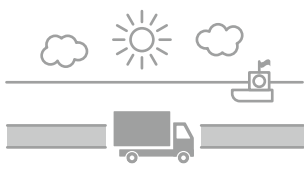
※こちらの申込書に必要事項を記入の上FAXしてください。

受講申込書			
フリガナ			
受講者氏名			
生年月日	昭和 平成	年	月 日 (歳)
会社名		営業所	
連絡先	電話:	FAX:	

申込FAX番号: 086-231-6742

詳細を知りたい方はナスバのHPへ

独立行政法人自動車事故対策機構
岡山支所
TEL086-232-7053



自動車事故対策機構岡山支所だより

ドライブレコーダー映像を用いた臨場感のある危険予知トレーニング教材

“ドライブレコーダーKYT”

DVD・CD・解説テキストで効果的に学習!!

私どもNASVAでは、ドライブレコーダーに記録された実際の事故やヒヤリハットの映像を見ながら、その場面に「どのような危険が潜んでいるか」、「その危険を回避するためにはどのような運転をすればよいか」を考える危険予知トレーニング教材(DVD・CD・解説テキスト)を作成いたしました。

NASVA安全マネジメント支援ツール講習等で使用する本教材を、自動車運送事業者の皆様の営業所等においても事故防止の教材として、是非、ご活用いただけることを願っております。

ドライブレコーダー映像を用いた 危険予知トレーニング



DVD



解説テキスト



KYT-III

頒布価格

2,100円

(消費税込み)

発行：平成25年4月30日



KYT-IV

頒布価格

3,100円

(消費税込み)

発行：平成28年7月1日



KYT-V

頒布価格

4,100円

(消費税込み)

発行：令和元年11月1日

- DVD+トレーニングシートCD+解説テキストがセット
- 「バス編」「タクシー編」「トラック編」各10事例、合計30事例を収録！

- 事故・ヒヤリハットの内容別でも収録、見たい事例の選択が簡単に可能！

※「KYT-III」については、在庫がなくなり次第販売を終了いたします。

本教材は、営利目的での使用はご遠慮ください。無断転載を禁止します。

ドライブレコーダーKYTを購入したものの
どうしたら上手く指導できるんだろうか？



ナスバにお任せください！
講師を派遣いたします。

詳しくはお近くのナスバまでご相談下さい。

ナスバ

検索

<http://www.nasva.go.jp>

教材のお問合せ・ご購入の窓口は、NASVA 岡山支所 (086-232-7053) まで



お知らせ

運転適性診断 一般・初任・適齢

★岡山駅、徒歩6分の場所で
適性診断が受信できます。



ヤマト・スタッフ・サプライ

民間で初めて
国土交通省の
認定を取得

トラック協会
会員様は
助成対象と
なります。

最短40分で
診断完了！

全ての検査が
1つの診断機
で完了！



●リニューアルした機械診断



●1台のPCで診断が完了！
※夜間視力は別途測定



●カウンセリング
(初任診断、適齢診断)

診断の種類	料金(税込)	助成金適用後
一般診断	2,400円	➔ 0円
初任診断	4,800円	➔ 2,000円
適齢診断		

<基本開催日時>

初任・一般・適齢診断

(毎週) 月・火・水・木・金

① 9:00～ ② 10:30～ ③ 13:00～ ④ 14:30～

土/日/祝もご要望に合わせて開催致します。
当日受講のご予約も、お電話にてお承ります。



アクセス

JR岡山駅東口より徒歩6分
※お車で越しの際は近隣の有料駐車場をご利用ください。

▼ご予約・お問い合わせはこちらまで▼

ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 岡山支店

☎086-238-4753 📠086-238-4763

〒700-0023 岡山市北区駅前町2-5-24 JR岡山駅第2NKビル 2F

お申込みはホームページからご検索下さい！

※国自総第387号 (旅客)

※国自総第419号 (貨物)

こちらからも
お申込み
可能です！





お知らせ

会員名簿（令和5年度）変更のお知らせ

※変更箇所のみ記載

（令和6年4月）

NO.	事業者名	変更内容	変更後
17	明金建設(株)	所在地	〒710-1101 倉敷市茶屋町132
314	かや工業(株)	退会	
796	中国運輸(株)	退会	
1145	(有)藤原建運	所在地	〒701-0206 岡山市南区箕島2571
		T E L	086-250-5833
		F A X	086-250-5834
1185	ホンダ運送(株) 中四国センター	社名	ホンダ運送(株) 中四国センター岡山分室
1380	(株)悠楽	所在地	〒703-8294 岡山市中区新京橋1-147-21

新規に入会された方のご紹介

NO.	事業者名	役職・代表者	所在地	TEL・FAX	地区
540	坂手商事(有)	代表取締役 坂手 澄夫	〒712-8052 倉敷市松江3-100-1	TEL 086-522-6672 FAX 086-522-6672	倉敷

退会について

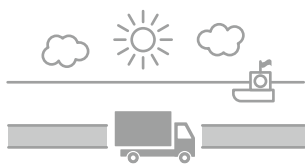
岡山県トラック協会から退会される場合の会費請求は、退会月分までとさせていただきます。日割り請求等ございませんので、予めご了承ください。

また、退会届に記入する退会予定日より後の日付で退会届が岡山県トラック協会（本部、又は支部）に到着いたしますと到着日が退会日となりますのでご注意ください。

(例)

退会予定日	退会届の到着日	退会日	請求する月
令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月分まで
令和6年4月30日	令和6年4月20日	令和6年4月30日	令和6年4月分まで
令和6年4月30日	令和6年4月30日	令和6年4月30日	令和6年4月分まで
令和6年4月30日	令和6年5月1日	令和6年5月1日	令和6年5月分まで

退会届の到着が遅れたり、翌月になりそうな場合はお手数ですが、岡山県トラック協会本部（086-234-8211）までご連絡をお願いいたします。

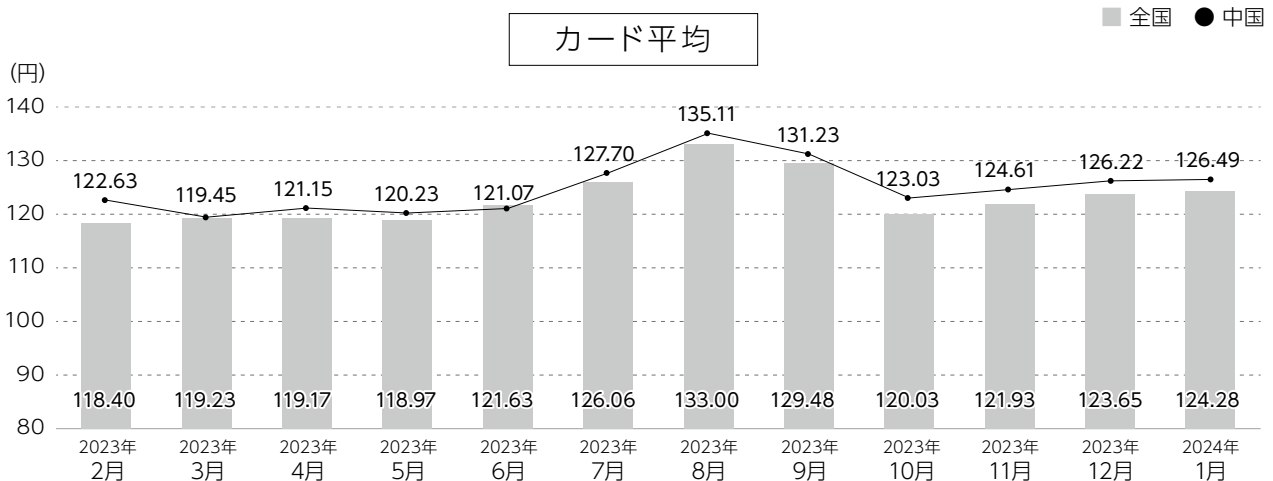
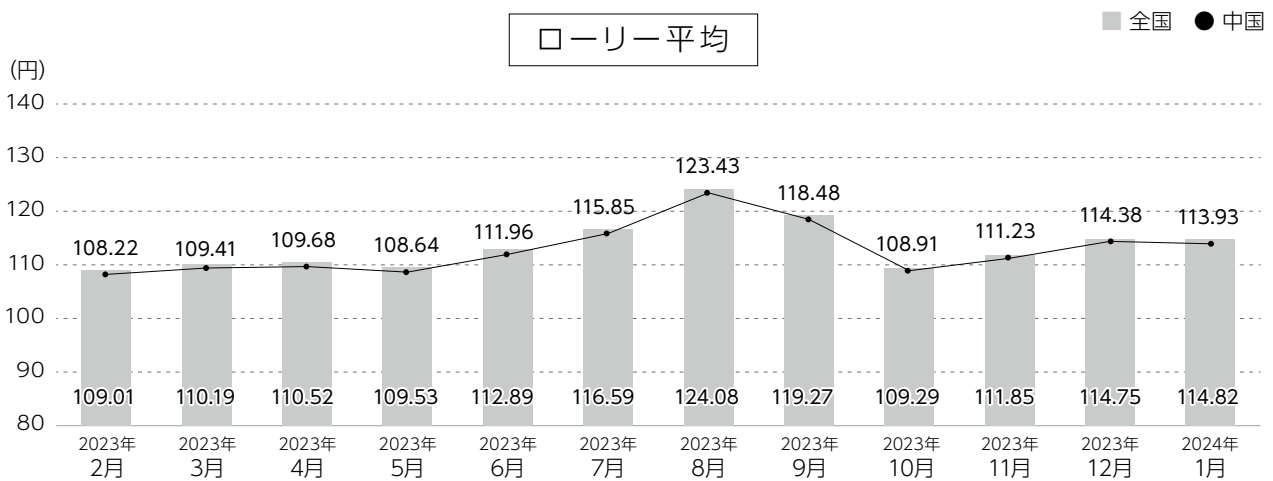
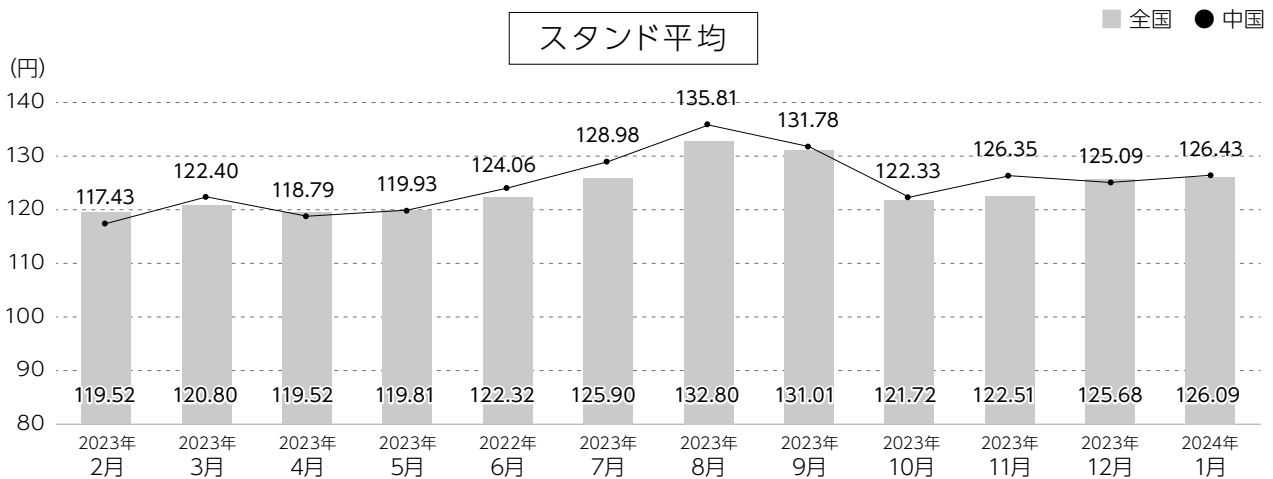


お知らせ

軽油価格動向推移表（全国平均・中国地区）

2024年2月26日 現在
（公社）全日本トラック協会

消費税抜きの価格となります



事業者名(営業所名)	点検年月日	点検実施者の役職及び氏名	
()			
実施事項		実施結果	
1 安全 運 行 の 確 保	<p>輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努める。</p> <p>シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくことはもとより、安全確保のため、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に着用状況を目視等により確認すること。</p> <p>運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底すること。</p> <p>過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底すること。</p> <p>乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底すること。</p> <p>運転者に対し、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。</p> <p>子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。</p> <p>飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実にするなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。また、覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。</p> <p>大型車の車輪脱落事故防止に向け、タイヤ等交換後は5つのルール(「お・と・さ・な・い」)を徹底し確実な保守管理を行うこと。 (※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス)</p> <p>夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること。</p> <p>車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置(後退警報装置、左折警報装置など)を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。</p> <p>乗合バスにおいては特に、車内事故を防止するための安全対策を実施すること。</p> <p>タクシーにおいては特に、交差点内での出会い頭事故を削減するため、一時停止を徹底すること。</p> <p>トラックにおいては特に、追突事故防止対策の強化を図ること。</p>		
	2	日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施。不正改造の禁止。	
	3 シ ー ト ベ ル ト 着 用 の 徹 底	<p>乗務員に対する適正なシートベルトの着用指導。</p> <p>・運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検する。 ・シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておく。 ・乗客にシートベルトの着用を促す。 ・乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検する。 ・高速自動車国道等を走行する乗合バス及び貸切バスにおいては、リーフレットを座席ポケットへ備え付ける等、乗客へのシートベルト着用の注意喚起を行う。(タクシー、貸切バス、シートベルトを備えた乗合バス)</p> <p>タクシー・ハイヤー事業者は、シートベルト着用のステッカーを作成し、車内に貼付すること。(タクシー)</p>	
	4 広 報 活 動 の 推 進	<p>車両、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。</p> <p>車内放送を通じ、本運動の趣旨を一般に周知する。(バス)</p> <p>関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、運転者及び運行管理者を対象とする講習会への参加や、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。</p> <p>①歩行者及び自転車利用者(特に子供と高齢者)の安全に配慮。乗合バス等では高齢の乗客の保護に配慮</p> <p>②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <p>③より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発</p> <p>④自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性</p> <p>⑤飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底</p> <p>⑥「無車検」車両・「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止</p> <p>⑦不正改造の禁止・不正改造車の排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進</p> <p>⑧「迷惑駐車をしない、させない」の励行</p>	

【注】1. 自主点検の実施は、運行管理者クラス以上の役職者が行ってください

2. 実施結果欄には、実施したものを○、実施できなかったものを×、該当しないものを/ (斜線)をそれぞれ記入してください

3. 運動期間中の自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故については、すべて速報願います。

(岡山運輸支局検査整備保安担当 TEL086-286-8122)

4. 本点検表は、社内教育記録とともに保存してください

一般社団法人 岡山県トラック協会及び支部 ご案内

本 会	〒700-8567	岡山市北区青江1-22-33 TEL 086-234-8211(代) FAX 086-234-5600
岡山支部	〒700-0941	岡山市北区青江1-22-33 TEL 086-234-3211 FAX 086-234-5600
倉敷支部	〒710-0847	倉敷市東富井850-1 TEL 086-425-0108 FAX 086-425-0138
備中支部	〒714-1224	小田郡矢掛町本堀1296-1 TEL 0866-83-1365 FAX 0866-83-1366
美作支部	〒708-0842	津山市河辺722-5 TEL 0868-26-4436 FAX 0868-26-4450
備前支部	〒705-0023	備前市伊里中516-1 TEL 0869-67-2882 FAX 0869-67-2883
自動車運転練習場	〒709-0626	岡山市東区中尾355-1 TEL 086-279-8022 FAX 086-279-8022

岡山県トラック総合研修会館 入居団体 ご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岡山県支部	〒700-0941 岡山市北区青江1-22-33 1階 TEL 086-234-1332 FAX 086-234-5600
岡山県運送事業協同組合連合会 岡山県高速運輸事業協同組合	〒700-0941 岡山市北区青江1-22-33 2階 TEL 086-234-8100 FAX 086-234-8383
自動車事故対策機構 岡山支所 運行管理者各講習・適性診断等に関するお問い合わせは こちらへご連絡ください。	〒700-0941 岡山市北区青江1-22-33 3階 TEL 086-232-7053 FAX 086-231-6742

ホームページをご活用ください

<https://okayama-ta.or.jp>

岡山県トラック協会 検索

会員事業者に対して可能な限り早く、きめ細かい情報を伝えることを基本としてホームページでの情報提供をメインで行っております。また、詳細で情報量の多いものについても、国や関係団体等のサイトを活用しながら提供させていただきます。



定期的な閲覧と積極的なご活用をお願いいたします。



本誌の内容も閲覧できるようになりました。
「協会の取り組み」→「おかやまトラック輸送情報/今月の行事」からご覧ください。

最新のニュースはこちら



重要なお知らせはこちらに掲載

各種申請様式のダウンロード・セミナー等のお知らせはこちら



編集発行 令和6年4月1日

一般社団法人 岡山県トラック協会
〒700-8567 岡山市北区青江1-22-33
TEL.086 (234) 8211 FAX.086 (234) 5600
URL: <https://okayama-ta.or.jp>

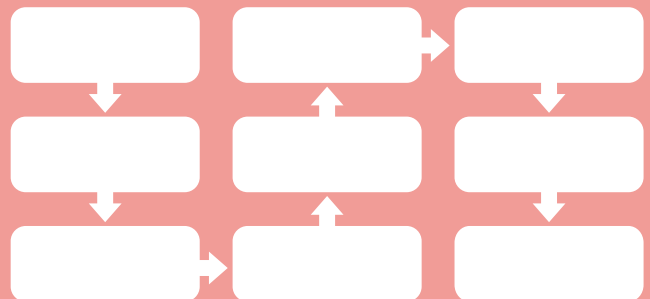
携帯電話からの接続には、所定の通信料がかかります。
また、QRコード®は読み取り条件などによって読み取れない場合があります。
※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



同封資料

- 中国道大規模更新・修繕事業昼夜連続対面通行規制
- スタンド灰皿を無料提供(日本たばこ産業)

回 覧



本誌は、植物由来の油を原料にしたインキを使用し、環境にやさしい水なし方式で印刷されています。